

仕 様 書

第九管区海上保安本部

1 概 要

本仕様書は、第九管区海上保安本部（以下「九本部」という。）が調達する軽油（免税）について、その仕様を定めるものである。

2 契約件名

軽油（免税）買入（新潟港給油施設）R8.4

3 品目、規格及び予定数量等

品 目	規 格	単 位	予定数量	備考
軽油（免税）		リットル	150,000	

※燃料規格は、JIS K2204（軽油）に規定する品質による。

4 納入期限

契約日 ～ 令和8年4月30日

5 納入場所

新潟港停泊中の海上保安庁所属船舶

6 搭載方法

給油施設

7 仕 様

(1) 予定数量は、予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。

(2) 請負者(以下「乙」という。)は、九本部補給課又は新潟海上保安部管理課担当官（以下「担当官」という。）から燃料油の数量、納入日時、船舶を指定し発注があったときはこれに応じて納入すること。

なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、深夜（22：00～05：00の間）の納入は指定しない。

(3) 発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。

なお、納入日時が夜間又は休祝日である場合は、可能な限り〔直前の平日正午〕までに発注を行うものとする。

(4) 夜間（17：00～08：30の間）及び休祝日の積込みについては、積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。休祝日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（上記に掲げる日を除く。）とする。

(5) 搭載時は、関係法令等を遵守するとともに、乙の都合により所轄消防署への申請手続きが必要となる場合は、乙の負担において行うこと。

- (6) 第九管区海上保安本部長が検査を命じた職員（以下「検査職員」という。）から燃料油の試験性状成績証及び出荷証明書等の検査に必要な書類の提出をもとめられた場合は、速やかに応じること。
- (7) 船員労働安全衛生規則に基づき、乙は、燃料搭載時に化学物質等安全データシート（SDS）を、搭載先船艇に交付すること。
- (8) 発注する搭載量は50KL以上とし、15℃の容積換算を行い算定数量を納入すること。

8 検 査

納入の完了は、検査職員の検査合格をもって完了とする。

9 その他

- (1) 新潟港臨港埠頭の使用にかかる経費は九本部の負担とする。
- (2) 本契約は、単価契約とする。（入札等は予定合価で見積ること。）
- (3) 請負者は、1ヵ月分の納入代金をとりまとめて第九管区海上保安本部総務部長に請求するものとする。
- (4) 本契約の支払いは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (5) 仕様内容に疑義が生じた場合は、九本部補給課担当官と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (6) 契約に関する一般的事項については、「第九管区海上保安本部入札・見積者心得書」によるものとする。